

第 1 2 回 道州制ビジョン懇談会

平成 1 9 年 1 1 月 2 8 日（水）

内閣官房 副長官補室（道州制ビジョン）

午後 5時 1分開会

○江口座長 それでは、時間がまいりましたので、ただいまから道州制ビジョン懇談会の第12回会合を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、御参集いただきまして、本当にありがとうございました。

増田大臣は総合科学技術会議終了後、御到着次第ごあいさつをいただく予定にいたしております。6時10分ぐらいのめどでおいでになりますので、途中で大臣からお話しいただくということになります。

まず、事務局につきまして、小川審議官から新たに道州制担当の内閣審議官として素川審議官が就任されましたので、御紹介させていただきたいと思います。どうぞ。

○素川内閣審議官 このたび道州制担当内閣審議官を拝命いたしました素川でございます。

委員の先生方の御指導をよろしくお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

○江口座長 どうぞよろしくお願いします。

それでは、早速ですけれども、議事の1番目の関西シンポジウムが、この間11月14日、大阪のリーガロイヤルホテルで開かれました。その関西シンポジウムの結果報告につきまして、篠崎委員からお話をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○篠崎委員 関西から道州制協議会に参加しております篠崎でございます。

大変遅くなりましたが、先般11月14日に「分権型道州制を考えるシンポジウム in 関西」というシンポジウムを開催させていただきました。一般の参加者450名と、大変盛大なシンポジウムになりました。増田大臣からは、ビデオメッセージをいただきました。基調講演は、堺屋先生から「知価社会の自助と自治」というテーマで御講演をいただきまして、資料の概要報告のとおりでございますが、江口座長様を初め、関西広域機構の会長の秋山様、そして兵庫県知事の井戸様、サントリ一次世代研究所部長の佐藤様に参加いただきまして、青山読売新聞編集委員のコーディネートでパネルディスカッションを行いました。それから協議会からは、村上関経連分権委員会委員長と私がコメントをさせていただきました。

概要はお手元のペーパーにございますが、堺屋太一様からは大変明確なメッセージをいただきました。日本の社会全体が国際社会の中での存在感が非常に低下していること、あるいは地方の閉塞感、これを打破するために明治維新に匹敵するような改革が必要ということで、明治維新の幕府の解体は中央集権の廃止であり、武士の身分を廃止したということが公務員改革であり、廃藩置県が道州制の導入に当たるんだということで、日本中の地域をいきいきとするためのこの改革は国民世論が燃えれば不可能ではないという大変心強い基調講演をいただきました。

その後のパネルディスカッションですけれども、江口座長様から地域主権型の道州制である、国から分けてもらう分権ではない、あるいは連邦制ではないというあたりをきっちり言っていただきまして、しかも大阪は副首都として大阪特別州という形で、首都に何か

あったときのリダンダンシーとしてその存在感を発揮しなければいけないという、関西に対するエールもいただきました。

そして、皆様方のシンポジウムの中では、今の日本を元気にしていくために、地域主権といえますか、分権がいかに大事かという共有認識はできているということでございます。ただ、道州制に関する全国知事アンケートの中では井戸知事がお一人だけ反対ということもございまして、江口座長様は随分、井戸様に分権あるいは道州制に必ずしも反対ではないんだなという御質問をされましたが、井戸知事からも、今の問題意識は共有していて、一極集中ではやっていけないのだ、分権型の構造に変えることが、やはり日本を世界の先進国にしていくために必要であるのだ、その手段としての道州制が議論されていることはわかるというところまでは、お話は進みました。

ただ、まだ道州制の議論の中で十分に議論し尽くされていないところがございます。国をどういうふうにもスリム化するのか、あるいは住民自治をどうするのか、そういうあたりに関してのこれからの議論が必要である。

関西の場合は、中央集権をやめて地域主権に移行すべきということでは全く同じ思いなんだけれども、その道筋の中で関西が今のまま手をこまねいていて、ある日、国主導で道州制が実現するというプロセスでは待ってられない、関西はもうやっていけないという危機感がある。そのために関西は、後ほどちょっと説明させていただきますが、広域連合という今の自治法に定められている制度を使って、関西の広域的な課題に対応していきたい。そのことを、ちょうど11月14日のシンポジウムの2週間ほど前に関西広域機構の中で合意いたしましたので、その道筋に沿って、関西の広域的な課題に関西が一丸となって対処していく、そのためには国からの権限移譲の受け皿としての広域連合を実現し、そういった広域的な課題に対応していくんだという関西の現状認識をお話しされました。

そういう中でも、最終的には国民の目線で国民生活がどう変わっていくのか、あるいは国民自身が自立した市民にならなければいけないという御発言もございました。今回はフロアからの御発言をいただく時間がなかったものですから、450名の方にアンケートをとりました。そのアンケートの結果がお手元の資料の方でございますが、回収率が50%ほどで230通ございました。年代が40代、50代が主で、やはり二、三十代の方の回答は少なかつたんですけれども、道州制の内容について知っていた方は3分の2、あまり知らなかった方が3分の1ですが、道州制導入についての賛否は賛成が75%、反対はわずかの2%余りでございます。ただ、わからないという方が2割ほどございました。

それから、地方分権を進める場合に重要と思われる議論や検討ということでは、複数回答ではございますが、まず国の政治、行政体制のあり方というのが第1位に挙がりまして、税源配分や財政力格差の調整といった税財源の問題が第2位、そして3位以下、住民意識、自己決定、自己責任の住民意識の問題、あるいは地方議会や地方自治体の体制や運営といったことが挙がってまいりました。このあたり、道州制を議論するけれども、道州制という広域自治体のことだけではなくて、道州制導入によって分権型社会が実現した際の国の

姿、あるいは住民自治、あるいは基礎自治体の姿をきっちりと議論しておかなければいけないというのがこの参加者の意見ではないかと思います。

その後に自由意見も挙げさせていただいておりますけれども、道州制実現まで10年先なんていうような息の長い話ではなく、スピード感を持って行うべきとか、あるいは、国、地方を通じた官のスリム化ということ。一番多かったのが、やはり国民生活や経済がどう変わっていくか、国民レベルのメリット・デメリットをもっとはっきりわかりやすくPRすべきではないかということ。あるいは、ちょっと反対の意見としては、道州制導入の目的はわかるんだけど、今の都道府県制でできないのかといったあたりをもっと明確にすべきではないかということ。それから、地方に対しては、地方が権限・財源を移譲された後のビジョンをしっかりと地方としても提示すべきではないかと。そして、最後に関西としては、関西が広域連合を設置し、トライアルとして、分権社会のモデルとして取り組むべきであって、身近ですぐ効果の出ることに取り組んで、関西が元気になっているところを示して、分権社会の良さをみんなが実感できるようにしてほしいというのがこの自由意見の主要なところであったかと思います。

関西は随分昔から分権議論をやっておりますので、今回450人というたくさんの方に御参加いただきましたし、皆さん方の期待感、分権社会に向けての——江口座長は「地域主権型社会」と言うべきであると何度もおっしゃっていただきましたが、そのあたりについての考え方というのは一致しておりますし、かなりの広報効果はあったのではないかと考えております。

今回、ちょっと時間をちょうだいいたしましたので、これまで関西で考えております広域連合に関して、まだ一度もお話しをしておりませんでしたので、参考資料として2つ配付させていただいております。関西広域連合の検討について、分権改革推進本部、これは関西広域機構というのをこの7月1日に設置いたしまして、その中に分権改革推進本部というものをつくりました。これまで2003年に関経連が広域連合関西州として提唱いたしまして、それから4年間関西の9府県4政令市、経済団体で研究会、委員会、協議会と議論を進めてまいりまして、この7月からこの分権改革推進本部で関西の広域課題に取り組むための関西広域連合の設置について検討を進めているものでございます。

10月22日に申し合わせということで、分権型社会の早期実現に向けて関西の特色が生かせる望ましい地方分権体制となるように、国と地方の本来あるべき役割をにらみながら、関西広域連合という地方自治法に基づく制度、府県による広域連合を設置することを検討していくこととなりました。特に、関西広域連合をつくり出すのは、国からの権限移譲の受け皿となり得るということを目指しておりますので、国から権限、財源を移譲されることによって、関西の広域的な課題に取り組むということを考えております。

その取り組み課題ですけれども、参考資料としてもう一枚、ホチキスでとめた「関西広域連合〔仮称〕の検討について（たたき台）」というのがございますが、このたたき台の草案は兵庫県の井戸知事のリーダーシップのもと、つくられたわけですが、設立目的は先

ほど申し上げたとおりですが、処理する事務のところに少し例示として２ページ目に書いてございます。防災分野、あるいは観光・文化分野、交通・物流分野、４番目に産業・科学技術分野、環境分野、環境分野も地球温暖化対策と自然環境保全・再生の２つの分野に分かれておりまして、４枚目に健康福祉の分野と７分野が対象となっております。

例えば、２ページの（３）交通・物流分野ですけれども、関西全域を対象とした道路や港湾整備等の基本計画をつくって広域連合が直接港湾の一体的な管理運営をする。それから、関西には３空港がございますが、その３空港が今のところまだばらばらで運営されておりますが、一体的な管理運営を広域連合が行う。それと同時に、国からは関西圏の広域道路整備基本計画の策定権を権限移譲していただく。そして、広域連合が直接実施するまでもないというふうな、府県が行うことに関しては、府県間の連絡調整を下の欄に具体的に書いてございます。

あるいは、住民にとって非常に身近な健康福祉の分野、（７）にございますけれども、先般奈良県で妊婦さんがたらい回しになるという非常に不幸な事件がございましたけれども、それに関しましても関西全域を対象とする医療連携計画を策定して、広域連合は直接的には医療機能に関する情報共有システムを整備する。それから、国からは２以上の府県にまたがる病院等を開設する医療法人の許認可権等の権限を移譲していただいて、各府県が行うドクターヘリの共用運用システム等の構築に関しては連絡調整などを行う、こういった具体的な事務をある程度イメージしながら今検討を進めるということで、２００９年の春ぐらいには広域連合の設置を行いたいということを考えております。

道州制との絡みでは、江口座長様からはシンポジウムの中でも、今の中央集権体制のままでは広域連合をつくるというのは屋上屋を重ねることにならないかという懸念もいただきましたけれども、関西の意識としては今道州制の議論が進んでいく中で実現には１０年近くかかるだろうが、関西は今の地盤沈下を早急に自分たちで食い止めなくてはならない、そのためには、今の制度で自分たちの課題に対処するために国からの権限移譲の受け皿をつくりたいという意識だと思っております。

そういうことに加えて、ちょっとこれから先は私見でございますが、北海道を対象にした道州制特区法がございますけれども、関西の広域連合が設置されましたら、できれば府県がつくる広域連合に対しては道州制特区とみなす、対象とするという法律の改正をお願いできれば、私たちが考えている広域連合が道州制への１つのステップになり得るのではないかと。そして、私たち関西のトライアルが効果を発揮できました暁には、国民の皆様方、他の地域の皆様方にも、道州制というのはなかなかいい制度だなと思っていただけるのではないかと、このように私個人は考えております。

御報告が長くなりましたが、これくらいにさせていただきますと、あと江口座長と堺屋先生から少し補足していただければと思います。

○江口座長 どうもありがとうございました。

別に私の方から補うとか加えることも、全くございません。そのとおりでございますと、

当日は大変大勢のというか、会場あふれんばかりの人たちが集まってこられましてびっくりいたしました。堺屋先生も、わざわざ基調講演をしていただきまして、ありがとうございました。また、篠崎委員及び村上委員を初め、関西の関係者におかれましては、大変お忙しい中、シンポジウム開催に御尽力いただきまして、本当にありがとうございました。

シンポジウムの実施状況は資料１のとおりでありまして、あと中部が残っているということです。来年１月１５日、主催は中部経済連合会ということで、川口委員の方でやっていただけたということになっております。「道州制を考えるシンポジウム in 中部」と、仮称でありますけれども、そういうことで、今のところ増田大臣もぜひ出席したいというような気持ちを持っておられるようであります。当日は私と長谷川委員で出かけて、またコメントをさせていただくということになろうかと思います。これで大体全国１０カ所ぐらい回ったことになるのではないだろうかと思えます。

なお、道州制につきましては、国民の理解というものが必要でありますけれども、国民の理解ということからいいますと、まだ浅いものがあるというか、不明の部分を感じておられる国民の方が多いというようなこともありますので、いろいろな形におきまして、道州制と言うか、私の言う「地域主権型道州制」と言うかはともかくといたしまして、道州制につきまして、とりわけ今日御参加の委員の方々、いろいろところで道州制について機会あるごとにお話しただくなり、また国民に向かって発信をしていただければ大変ありがたいと思っております。

次に、議事の２番目でありますけれども、前回の会合で長谷川委員の方から全国知事会が地方分権改革推進委員会に提示した権限移譲の要求について教えてほしいという御提案がありましたので、今回それについて、馬場地方六団体地方分権改革推進本部事務局部長——非常に長い名称になっておりますけれども——馬場事務局部長にわざわざ御出席いただいております。これからその件につきまして、時間をとって馬場部長より御説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○馬場事務局部長　それでは、国の関与の廃止等について御説明をさせていただきます。

今、権限移譲の話もございましたけれども、この国の介入の廃止等という中にももちろん権限移譲も入っているわけでございますけれども、表題としては「国の関与の廃止等」ということでさせていただいております。

○江口座長　資料２ですね。

○馬場事務局部長　資料２でございます。資料２に基づきましてご説明させていただきます。

この提言につきましては、全国知事会が提言をいたしましたところございまして、７月１２日、１３日に開催されました全国知事会議において議論されまして取りまとめられました第二期地方分権改革への提言の一部でございます。提言の中でもこの部分は非常に実務的な部分でございますので、本日は石井岡山県知事も委員として御出席でございますけれども、私の方から御説明させていただければと思っております。

それでは、提言の内容について御説明させていただく前に、提言を行いました経緯などにつきまして御説明をさせていただきます。

皆様御承知のとおり、地方分権改革推進法が制定されまして、本年4月に地方分権改革推進委員会が発足いたしましたところでございます。現在、委員会におきまして分権改革の審議が行われているところでございます。このような新たな地方分権改革の動向を踏まえまして、全国知事会におきまして今後の地方分権の推進に当たって取り組むべき課題、あるいは方向性につきまして、熊本で開催されました7月12日、13日の全国知事会議で議論され、第二期地方分権改革への提言として取りまとめが行われたと、こういう流れでございます。

当該提言の内容につきましては、分権改革の理念、あるいは方向、あるいは地方税財政の問題、あるいは今後の行政組織の問題と非常に多岐にわたった提言でございますが、その中で事務事業のあり方についても提言がなされているという状況でございます。

地方公共団体が行います事務事業につきましては、権限が国に留保されている場合もございますし、また地方公共団体が事務事業を行う場合に国が同意をしなければならない、いわゆる国の関与がある場合もございます。あるいは、地方公共団体が事務事業を行うに際して、国で一定の基準を決めてこの基準どおりにやらなければならないと、このような意味での関与があるものもございます。

このような関与によりまして、地方公共団体から見た場合に、地域、あるいは住民の方から見たニーズにこたえた行政がなかなかできない、あるいは地域のニーズにこたえて迅速に事務を処理したいと思ってもなかなか難しい、あるいはもっと簡素な行政体制で事務を執行したいという場合にもなかなか難しいと、さまざまな支障が生じているところがございます。

このような具体的に地方団体の現場において生じている支障に基づいて提言を行おうということで取りまとめたものが今回の提言ということでございます。

資料2の1ページを御覧いただきたいと存じます。これが当該提言の事務事業部門の抜粋でございます。先ほどお話し申し上げた点が、る書かせていただいているところがございますが、最後に「プロジェクトチームの検討状況を踏まえ」となっておりますが、実はこの提言の検討に当たりましては、全国知事会議におきまして6つのプロジェクトチームを設置して検討を進めてきたところでございます。この6つのプロジェクトチームと申しますのが、福祉、あるいは環境、まちづくり、産業、教育、災害、その他と、こういうふうに分野ごとにプロジェクトチームを設置いたしまして、それぞれのプロジェクトチームの長でございます府県の知事さんをトップに、各都道府県において具体的な検討がなされたということでございます。この検討状況を踏まえまして、具体的にはこの1ページの最後の行にございますように132項目の提言がなされたところでございます。

2ページ以下がその具体的な提言でございますが、4ページ以下が表になってございますが、非常に多岐にわたる、しかも非常に量の多い提言でございますが、これは幾つか例

を挙げて御説明した方がよろしいかと思しますので、その例を挙げて御説明させていただきます。

ページで申し上げれば、資料2の51ページをお開きいただきたいと存じます。

51ページから最後の58ページまでの資料でございますが、今回の提言につきましては、実は地方分権改革推進委員会に対して各プロジェクトチームの長をしていただいている府県の知事さんが、今回のプロジェクトチームの内容について御説明をしていただいております。それは8月29日、9月4日両日各知事さんが御説明していただいておりますが、その説明の際に作成し用いた資料でございます。今回この資料は、各府県の御了解をいただいて活用させて御説明させていただきたいと存じます。

51ページでございますが、これは都市計画の関係でございます。

都市計画決定における国土交通大臣等への協議、これは同意が必要な協議でございます。一番上に法律が書いてございますが、都道府県につきまして大都市、あるいはその周辺地域の政令で定める都市計画に係る都市計画、あるいは国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画の決定をしようとするときは、あらかじめ国土交通大臣に協議をし、その同意を得なければならないと、こういうふうになっているところでございます。

その下の丸でございますが、国土交通大臣が今申し上げたような同意をしようとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議をし、経済産業大臣及び環境大臣の意見を聞かなければならないと、このような法律構成になっているというところでございます。

都道府県が一定の都市計画をしようという場合には、国土交通大臣の同意が必要な協議があると、また国土交通大臣がそれに同意をするときには、いろいろな大臣と協議する、あるいは意見を聞かなければならないと、こういうことになっているわけでございます。

このような関与が具体的な事務のフローに落としたときにどのようになるかというのが、中段の「都市計画手続きのフロー」というところでございます。

一番左が都市計画の原案作成でございまして、最終的には一番右、都市計画決定の告示になるわけでございますが、その前に国土交通大臣の協議同意（法定）とございまして、法定協議が必要になっているということでございます。また、関係各省協議等、これも法定になっているわけでございます。

具体的な法定協議になるわけでございますが、実際にこの法定協議をかけるに当たっては、法定協議で同意をしていただける内容にその時点でしておく必要があるという実践の事務の事情もございまして、実際には左側にございまして、国土交通大臣下協議、これは任意になってございまして、あるいは農林関係の調整、国土交通大臣事前協議、これも任意でございまして、このような任意の協議を数回繰り返して協議をしているという状況でございまして、その結果といたしまして、右側の下に「支障事例」と書いてございまして、場合によるわけでございますが、農林水産省との協議・調整に1年、あるいは国土交通省との事前協議に3カ月という非常に長い時間がかかるという状況でございまして、地域で都市計画を決定するに当たって、非常に長い時間の調整が非常になっているということで

ございます。

都市計画、いわゆるまちづくりにつきましては、やはり地方が自らの権限と責任で決定していくとあるべき姿だろうということでございまして、真ん中の矢印に書いておりますけれども、国での協議あるいは同意の範囲を縮小していただく、あるいは関係大臣への協議等に係る事務につきましても、地方の方に移譲していただいて、協議手続を簡潔化させていただきたいということで、こういう提言をさせていただいているというところでございます。

次のページが、国庫補助金による施設の用途変更に対する制限ということでございます。52ページでございます。

これは、いわゆる国庫補助金などを受けまして整備した施設について、さまざまな用途変更を行う際に、いろいろな制限が実はございまして、用途変更に支障が生じているということでございます。

この前提といたしまして、実は補助金制度がどうなっているかということを御説明する必要があるわけでございますが、52ページの一番下を御覧いただきたいと存じます。これは、補助金の適正化法と言われるものでございます。長い文章でございますので、簡単に申し上げますと、補助金を受けて取得あるいは整備した財産につきましては、目的外の使用をする場合には、大臣ということになるかと思いますが、各省庁の長の承認が必要であるということでございます。また、その例外といたしまして、補助金を全部返還する、あるいは一定の期間を経れば、その例外とするということになっているわけでございます。

具体的に、処分制限期間と申しますが、一定の期間を経れば自由にしていよいということがどのようになっているかというのが、次の53ページでございます。施設の処分制限期間というものでございます。

これは、各省庁ごとに定めているところでございますが、そのもとになります財務省で定めております「減価償却資産の耐用年数表」というものに基づきまして、各省庁が具体的に、詳細にその年数を定めているという状況になってございます。

実際に、どのように運用されているのかということでございますが、細かい話で恐縮でございます。54ページを御覧いただきたいと存じます。

これは、4省庁の事例でございます。各省庁、あるわけでございますが、用途変更手続をするに当たって、どのような手続が必要かということでございます。これは、一定の年数を経れば、報告で済む場合もあるわけでございまして、例えば、文部科学省の転用というところを御覧いただきたいと思いますが、文部科学省であれば、国庫補助事業完了後10年以上を経過する、あるいは社会体育施設など公共用又は公用に供する施設の場合は、転用する場合でも報告で足りるということになってございます。厚生労働省も、同じように10年超を経過した場合には報告で可能と。

一方で、例えば農林水産省あるいは環境省の場合は、すべて承認行為が必要となっております。

このように各省庁で、補助金に基づいて整備した施設の転用の場合に、取扱いがある意味でバラバラになっておりますし、また、御覧いただければと思いますが、当該省庁を越えた転用ということは、事実上、困難な状況になってございます。

この状況が、ではどういうふうな状況になるのかということが、55ページ以下で事例として掲げさせていただいているものでございます。これも、すべて事例でございますが、具体名を書いてございます。

事例1でございますが、ある市町村で市町村合併をしました。当然、重複の施設が出てくるわけでございます。平成2年度及び11年度に、補助金を受けてごみ処理施設を設置いたしたということでございまして、やはり施設の重複という関係から、1つの施設を仮に廃止しようとする場合には、当然、補助金の返還が必要だということでございまして、1億円近いお金の返還を求められたということでございます。このごみ処理施設につきましては、非常に安全面あるいは環境面の関係がございまして、同じ環境省から早期に撤去するようにと求められておったわけでございますが、早期撤去を求められた上で、なおかつ1億円をかけて取り壊したということでございます。

次のページでございます。

杓子定規な取扱いということでございますが、これは保育所の関係でございます。入所の児童数が減ったということでございまして、減った以上、これを休園してしまおうということでございまして、平成8年に建設した保育所を平成18年より休園したいというふうに申し出たところでございますが、これは10年を経っていない、まだ9年だということで、補助金を返還しなければ転用はできませんというふうに言われた事例でございます。

次のページも同じような事例でございますが、事例3、56ページでございます。例えば、児童館でございますが、利用児童数が減少して老朽化した児童館を取り壊したいという場合には、やはりいろいろな協議が必要で、非常に長い期間がかかったという例でございます。

事例4でございますが、例えば農林関係の集落排水施設につきまして、公共用下水道に接続したいという場合に、これは補助金を返還してくださいと言われた例です。

最後は、事例5でございますが、農林水産省の補助金をいただいて農村環境整備センターというものをつくって、やはり施設の合理的な配置、あるいは合理的な活用という観点から、一部を改修して市の支所にしようとした場合に、やはり返還を求められたと。

このように、当該地域のニーズに合わせて施設を転用する、あるいは合理的な再配置をするという場合に、さまざまな支障があるということでございまして、このような補助金の運用について、より緩和していただきたい、あるいは省庁ごとにバラバラになっているものを統一していただきたい、あるいはもう少し明確にしていきたいということを提言させていただいていると。そもそも、これは補助金で設置しているから生じる問題でございしますので、このような補助金ではなくて、地方の一般財源で施設の整備ができるような形にさせていただければ、元からと申しますか、抜本的な解決につながるというふうに考

えるところでございます。

最後の部分でございますが、58ページでございます。これは、保育所の関係の設置基準・運営基準の緩和についてでございます。

公立の保育所につきましては、現在、補助金ではなくて一般財源で対応させていただいているところでございますが、にもかかわらず、保育所の設置については、児童福祉法に基づいてさまざまな基準があるところでございます。どのような基準があるかというのは、この上の四角囲いに書かれてありますが、面積基準でありますとか、さまざまな施設の設置基準でありますとか、こういうものが全国一律で決まっているというところでございます。

このような基準があることによって、真ん中にございます、例えば市街地の中心部におきましては、土地の取得等が大変難しい状況にございますので、こういう基準を満たした対応というのがなかなか難しい点があるわけでございます。あるいは、都市部以外の地域につきましては、既存の廃校舎、あるいは既存の施設を活用して保育所を設置・運営したいと思っても、このような詳細な基準があることによって、実際の転用が困難。その場合に、やはり新たに施設を設置しなければならない、あるいは大規模にお金をかけて改修しなければならないということになるわけでございます。

提言の内容といたしましては、このような国の統一した基準ではなくて、地方公共団体の方にその基準の考え方を、住民の方々といろいろ御相談をしながららせていただいて、地域のニーズに合わせた施設の運営・設置をできるようにさせていただきたいということを提言しているということでございます。

非常に多岐にわたるもののうち、3つだけご説明させていただきましたけれども、このような提言につきましては、地方分権改革推進委員会の方に提言させていただいております。主なものにつきましては、地方側の意向に即した基本的な方向を出していただいているところでございます。来週以降、中間取りまとめ以降の勧告ということになるかと思っておりますけれども、ぜひ具体的な是正につなげていただけるように期待いたしているところでございます。

大変雑駁な説明で、失礼いたしました。

以上でございます。

○江口座長 どうもありがとうございました。

長谷川委員、いかがですか。御意図に沿いましたか。

○長谷川委員 いやいや、やはり聞いておいてよかったなと思いました。まず、それが1つの感想です。

それからもう一つの感想は、この地方六団体は、こういう話をメディア、マスコミに話しする場というのはあるんですか。これは、どういうふうに広報されているんでしょうか。

○馬場事務局部長 もちろん、このような関係につきましては、全国知事会議、あるいは

そのもとになっております分権特別委員会自体も、すべて公開で審議をさせていただいておりますし、必要な記者会見等も行わせていただいております。できる限りわかりやすい資料をつくって、お取り上げいただくような努力をさらにしていかなければならないと思っておりますが、今後ともそういう努力をしていきたいというふうに考えてございます。

○長谷川委員 新聞もテレビも、実は記者クラブ制度というのがありまして、そこが情報発信になってしまって、したがって、霞が関の都合のよい情報がその記者クラブシステム——これはもう本当に私は政官業癒着だと思って、私もそこに身を置きながらこういうことを言っちゃってあれなんですけれども、私は反対でありまして、そういうところが霞が関を支えている一つの構造にもなっているわけなんです。

それで、地方六団体は、ではこういう話を取材しようと思ったら、まず窓口はどこにあるんですか。

○馬場事務局部長 記者クラブの関係ということですか。

○長谷川委員 ではなくて、普通の記者がこういう話をアクセスしようと思ったら。

○馬場事務局部長 大変長い名称で先ほど御苦勞をかけましたが、私のところが窓口をさせていただきます。

○長谷川委員 それは、どこにあるんですか。

○馬場事務局部長 都道府県会館の中に、地方分権改革推進本部というのを設置させていただいております、こちらの方を窓口にさせていただきます。

○長谷川委員 なるほど。るる聞いたのは、やはりこの道州制の話を盛り上げるときに、今聞いたような——僕もこういう話を聞いてよかったなと思いましたが、こういう話がやはり新聞、テレビで全面的に展開されないと、「ああ、今のシステムはだめなんだな」ということがわからないんですよ。

ところが、都道府県会館は私も行ったことがないし、財務省や総務省にはしょっちゅう行っていますけれども、「都道府県会館はどこだったかな」と、今思うぐらいで、やはり認知度が全然低いんですよ。いや、もう本当にそうなんです、本当の話。それで、政治部といったら国会や官邸や自民党本部、経済部といったら財務省とか総務省とか日銀とかにいるけれども、都道府県にはそんな強力に、すぐ記者が行ってなかなかアクセスしない。したがって、こういう情報がやはり流れないんですよ。

やはり、この間の議論でも、道州制をどう宣伝するかとここで一生懸命やっているけれども、この手の話こそが肝なので、こういう話がどうやったら紙面に流れていくか。この地方分権改革推進本部の委員会は、とても活発な議論をされて、インターネットでも公開されて、時々紙面に載っているから私も注目して、それで私は「ああ、こういう話をやっているんだ」ということが紙面を見てわかったんですけれども、今、御報告されたような「ああ、何かすごくおもしろそうな話があるな」ということ、やはりその情報が流れる仕組みをちょっと工夫する必要があると思うんですね。

○江口座長 全くそうですね。

○長谷川委員 ここにマスコミの関係者は、私もそうですけれども、たくさんいるわけなので、ここの情報の流し方というのは、やはり真剣に考える必要があるなと思いました。

○江口座長 これは、まとめられて、どういうふうな発表の仕方をしたのか、していないのかはどうなのですか。それは、知事会でまとめたというだけなんですか。記者会見をしたということはないんですか。

○馬場事務局部長 先ほど申し上げましたとおり、7月12日、13日の両日、熊本で全国知事会議をやりまして、大勢のマスコミの方も来ていただいております。もちろんその後、記者会見を、知事会長を中心にさせていただいております……

○江口座長 熊本で？

○馬場事務局部長 はい。この関係の記者会見も、させていただいております。

また、あわせて、都道府県会館の中にも、そんなに目立たないかもしれませんが、記者クラブに近いものがありまして、そちらにたくさんの記者がいらっしゃいますので、「こういうことをやりました」ということにつきましても、記者会見というか、資料の提供もさせていただいているという状況でございます。

○江口座長 それなりにやっておられるわけですね。

○馬場事務局部長 はい。まだまだ至らない点もあるかと思いますが。

○江口座長 長谷川委員、どうですか。

○長谷川委員 いや、それはそれなりにやっておられるんだろうけれども、熊本にはなかなか大勢の記者は行かないし、それで、ここでさんざん議論があったように、メディアが東京一極集中になっていることが、やはり諸悪の根源の一つだとは思っているけれども、残念ながらそのことを前提に考えれば、情報の流し方は、やはり東京チャネルのところを強力にする必要があるのではないのかな。どうなのだろうか。

私は、むしろ、それは逆行すると言われかねないなとは思っているけれども、でも、目先、こういう情報が大事であることは間違いないので、その流し方のところは、「では、熊本で流せばよいのだ」と、熊本のホテルでやったかどこでやったか知りませんが、そこで紙を配ったからそれでよいのだということでは、やはりなかなか周知徹底しないと思いますよ。

○江口座長 石井委員、どうぞ。

○石井委員 熊本の会議に出ておりました関係で、ちょっとフォローさせていただきますと、熊本の全国知事会議では、この地方分権改革推進委員会に対する提言を、知事会としてどのような全体の提言をまとめるのかということに、大変マスコミの、どういうふうにとまとめていくのだろうかという意味での関心が集まりました。

簡単に申し上げますと、東京対——そこに最近では愛知県が入っておりますが、東京等の要するに4都府県、いわゆる不交付団体、交付税をもらっていないような——最近、余剰財源という表現がありますけれども、この大都市を抱えた団体対それ以外の県との意見調整、地方法人2税の扱いを含めた税源の偏在をどのようにまとめていくのだろうかとい

うところにのみ、実はマスコミの大きな関心がございました。いわゆる対立して、まとまるのだろうかというところがございまして、そこに関心が行ったものですから、せっかくこのようなまとめた有意義な——これもオープンなままで議論したんですけれども、残念ながら、マスコミの方には取り上げていただくことが非常に少なかったという。若干、タイミングということも、我々も反省しなければいけないというふうに思っております。

○江口座長 堺屋先生、どうですか。この発表の仕方というか、伝え方というようなことも含めて。

○堺屋委員 私は、今、ちょっとびっくりしたんですが、こういう内容はみんな知っていると聞いていた。私ももう何回も聞かされたことで、これを言いますと、必ず中央官庁の方からは、「いや、こういう例外規定の道がありまして、こういう申請をしていただいて、こういう手続をとって、こうやったら」という説明が来まして、私も長官をやっていたときに、これは何十回もやったことで、そうしたら必ず、「こうやって、こうやって、こうやって、ここで許認可してこうやったら、こういう例外ができるようにできるようになっています」という説明が下ってくるだけなんです。それで、実際、例えば農地転用などをやろうと思うと、すごく時間がかかるんですが、できなくなっていないと。だから、「努力さえすればよいのだ。地方の努力不足だ」と、こういう議論ばかりがね。だから、この事情は全部、私は知っています。

だけれども、これは一般の人には受けないと思う。やはり、例えば逆に、「去年農地改造したところがすぐホテルになった」という指弾の方が、マスコミに出るんですよ。「せっかく農地改造したのに、たった1年つくただけで転用した。こういう無駄遣いのないように規制を強化しろ」という方が出てしまうのですね。

だから、私はどちらかというと、現状にこういう個々の不便があるということよりも、国の関与というのは、国は一体いかなるものであるべきかという議論の方が大事ではないかという気がするんですね。いつかやっていただけたらと思いますが、道州制の大体の形として、市町村と道州——今は都道府県ですが、これは上下というか、大小の関係がありますが、道州と国とは上下の関係がないということ、これをはっきりさせるべきです。例えば、外交、国防、公室の問題、通貨の発行などは国の権限があって、道州が関与すべきではない。一方、道州がやることは、国が許認可すべきことではない。そのように変えるということをはっきりさせてから議論しないと、何か国の関与を、10を3にしてくれという議論をすると、どうしても地方公務員と中央公務員との権限争議という意識が出てきて、確かにこの例はそうだけれども、逆に、国の公務員の方から「こういう無駄がありました」というのを流されると、そっちの方が効果があって、ぐちゃぐちゃになってしまうような気がするんですね。

○江口座長 なるほど。今、堺屋委員がおっしゃった、国と道州は対等だというようなこともありますけれども、その前に、今、馬場部長が説明されたことに対して、そういうようなことを自分は知っていた、みんな知っていると思ったというようなことを言われまし

たけれども、実は、国民の一般はあまりよく知らないんですよ。それは、一、二の例は知っていると思いますけれども、しかし、ここまでいろいろと、現状にこういう無駄があり、あるいはまた緩慢があり、そういう現状の問題点というようなことを国民に知らせるということもまた、1つ、長谷川委員の言うように、道州制の前の段階で、やはり必要ではないだろうかというふうに思うんです。

それで、私からのお願いですけれども、長谷川委員の方で、現状の問題点というか、現状の行政の進め方、政治の進め方の問題点というので、1冊、本を書き上げてくれませんか。国民にわからしめるというようなこともやる必要があると思いますので、もしそういうことをやっていただけるのだったら、また私も一肌脱ぎたいと思うんですけれども。

どうぞ、金子委員、何か。

○金子委員 堺屋先生は、これを知っていたとおっしゃるんですけれども、私は元官僚ですけれども、知らなかったですね、これは。私らのときに比べれば、これは役人が楽しみ過ぎているなという感じです。ここでやっているようなことは、なくてもよいようなことをやっているなという印象の方が、先に来ます。

ですから、問題は、こういうことに関して国民はなぜ知らないか。知らないのは、こういう問題に関してマスコミが報道しないから。マスコミが報道すれば知るわけですね。

知ったときに、今、ここにこの表でもって手続の流れがありましたが、こういうことを国民に見せれば、国民は恐らく「ああ、役所はやはり複雑な仕事をしている。頑張っている」というふうにしかな受け取る方がむしろ先で、何か無駄なことをいっぱいしているというふうには思わないのではないかと懸念されます。今までの官尊民卑の伝統がありますから、そういう感じがしてしまいます。

ですから、各地域がぶつかったことは各地域ごとに、やはりその地域の民衆に知らせ、改善の声を上げていくという努力が要と思います。そこに、まさに北海道実施中の道州制特区がそのための枠組みとして有効になってきます。特区の活動を通して、「こういうことがあるからこういうふうに国に要求しているが、国は言うことを聞かない」というようなことが具体的に出てくる。その出てきたものを、やはり北海道のマスコミ、そこには国からも地方からも行っているわけですから、それを具体的に説明して繰り返しやる。そういう実践がないと、なかなか伝わらないのではないかと思いますよ。

○江口座長 いずれにしても、このビジョン懇から発信していくということも、とても大事なことでないでしょうか。それぞれの委員の先生方をお願いするに当たって、「お前はどうか」と言われたらいけないので、私は『地域主権型道州制』という本をまとめたわけで、「お前はどうか」と言われないうために書いたわけですが、ぜひ長谷川委員か馬場部長、「現状はこうなっているよ」という行政の問題点というようなものをまとめるというか、あるいはまた長谷川委員の方で、紙面で連載してもらおうということはできませんかね。

○長谷川委員 いや、まあ、大いに検討させていただきますが……。

○江口座長 検討……何か非常に政治家的な、「検討させていただく」などというのは、ジャーナリストから聞くとは思わなかったんですけども、「検討させていただく」というのではなくて、やってくださいよ。

○長谷川委員 わかりました。いずれ、機会を見てと思いますが。

○江口座長 いやいや、機会を見てではなくて来春から、ぜひ長谷川委員、お願いしますよ。

○長谷川委員 わかりました。

それで、ついでにちょっと一言だけ。

石井知事がおっしゃられたので、それにちょうどよいタイミングだと思うんですけども、今、マスコミの注目は、まさに知事がおっしゃられたように、国と地方の税源配分のところなんです。これから暮れに向けて、税制改正をやるわけで、もうこれは黙っていたって記事になっていくわけです。

そういうときに、この道州制の議論も絡めていった方が、マスコミは活字にしやすいなと。つまり、今の一方の役所が言っているのは、「法人2税を共同税のようにしてばらまけばよいのではないか、配分し直せばよいのではないか」、こういうことを言っているわけです。私は反対でありまして、それは方向が違うと。つまり、ここで議論されているような地方分権とか、あるいは、さらにその先を見据えた道州制の考え方からすれば、一遍、国が召し上げて、それをばらまくという方向は、全然、方向感が違うので、「これは地方消費税の方を充実すべきでしょう」という議論だと思うんですが、そのことも含めて、道州制を語る人たちが、この地方と国の税源配分の話に積極的に、「将来のでき上がりの姿を見たら、今のこういう2税の配分みたいな議論でよいのですか」ということを出していくということがやはり必要だろうと、実は思っているんです。それが1つ、歳入の方の話です。

それから歳出は、前回も言いましたけれども、「借金を肩がわりする覚悟だってあるんだよ」と、そのことも言う必要はあるなという点でございました。

以上です。

○江口座長 ありがとうございます。

ぜひ長谷川委員には、そういう企画をして始めていただきたいというふうに思うんですが、すみません、今日、後ろの方に座っておられる方で、マスコミの方はちょっと手を挙げていただけますか。マスコミの方はおいでになりませんか。——どうですか、今の話は。

委員の方でない方に聞くのは、いけないのかもしれませんが、こういうようなテーマを取り上げていただいて、現状、こんな問題があるというようなことで記事にさせていただくとか、あるいはまた、馬場部長のところなり石井知事のところなりに出かけて行って取材をしていただくなり、何かそういうようなことで、ぜひぜひ現状の問題点というようなものを新聞紙上で出していただきたい。それからテレビでも、画面で取り上げていただきたいというような感じがするんですけども、宮島委員、どうでしょうか。

○宮島委員 私は、3年ぐらい前に、まさにこうした具体例を知りたくて、実は都道府県会館に通っていたんですけども、それで、そのときにすごくありがたかったのは、一部の県の事務所の方が、私がこういうことをやりたいというのをよくわかってくださって、「これが県が一番困っている具体例だ」というのをいろいろ出してくださったんです。その一部の県のスタッフの方々が、多分、個人的に御熱心だったために、県が感じている不具合については、複数の局が放送できたんですね。ちょうど、三位一体の改革のころだったと思います。

一方で、私はここにもある保育所の制限の問題は、少子化対策の意味からも非常に注目してきて、母親の立場としても、公立保育園に給食室はそれぞれの園にぜひなくてもいいと思っているんですけども、これを放送しようと取材に行くと、カメラを入れる許可とか、さまざまところでハードルが高くてできなかったんですよ。多分、本はお書きになれるし、活字の連載はできるのかもしれないけれども、テレビに出すのは別のハードルをなかなか乗り越えられなくて、当時、幾つかやろうとしたもののうち、できたものとできなかったものがありました。

もちろん私たちマスコミが努力をすべきなのもそうですが、映像化するところで私を助けてくださった一部の都道府県の事務所の方々のように、もし、問題を訴えたいと思われる方々が「ここが問題だから、東京のニュースでも取り上げてほしい」という点についてすこしご協力をいただけるとできるものもある。テレビでもこのようなお助けをちょっとしていただけると、放送したい気持ちはすごくあるんですよ。

○江口座長 ありますか。

○宮島委員 ええ、あるんです。だけれども、それが撮れなかったんです。本当に保育所は撮れなかったし、そういうテレビのハードルのところもどうアピールするかと。企業などは、見せたいものはもうどんどん工夫して見せますから、これは決まりだからカメラを入れないとかということを超えて考えていただけると、テレビでもより取り上げられやすくなるのかなというふうに思っています。○江口座長 いずれにしても、長谷川委員の指摘されたようなことは、このビジョン懇の委員も、それぞれの立場で工夫するというか、一般国民に知らしめていくという努力をしていかなければならないなというような感じがするんですけども、しつこいようですが、馬場部長、1冊の本にまとめて問題点ということで、ぜひひとつ。

堺屋先生は、来年春ぐらいに1冊書いてくださると。

○堺屋委員 ちょっと申し上げますと、元首相の細川さんが熊本県知事のときに、かなりこういうものをキャンペーンしまして、バスの停留所がどうだとか文化施設がどうだとか、そのとき少しだけ話題になったことがあるんですよ。その次に、何回か話題になっているんですけども、一向に長続きもしないし、同情も一時的に終わってしまうんですね。この道から道州制へ続いているかどうかというのは問題で、これを言うとまさに分権思想で、

「では、ここはちょっと緩和しましょう。この手続は緩和しましょう」という話ばかりになって、道州制へ行くのとは違う道ではないかということをするんですね。

だから、これはもちろん大事なことです。道州制の議論としては、やはり道州制の形というのを皆さんに知ってもらわないと、この話をし出すと、「ここを緩和したらいいのか、あそこを緩和すればいいのか」というだけの話に終わって、熊本県知事のときの細川さんの波のようなものがもう一回起こって、1カ月で終わるというだけで済んでしまうのではないかと。

あのときは、かなりもう大騒ぎになったんですね。細川さんの本もよく売れたし、大変効果があって、新聞もいくつか連載をやってくれたんですね。だけれども、この道から道州制へつながっているかどうか、ちょっと考えてもらいたいと思います。

○江口座長 長谷川委員、いかがですか。

○長谷川委員 私は、この進め方のアンケートをいただいて、あのときにもちょっと考えたんですが、この手の話が前に進むエンジンは何かということを見ると、やはり困ったことがあって、その困った問題を何とか解決しないことにはもう行き詰まってしまうということがあると、その構造を壊そう、新しい何かを見つけていこうというふうに動くんだと思うんです。

まさに、都道府県にとって、今、るる御説明があったことは困ったことです。これは、都道府県レベルから見ると困ったことで、こういうことがないと、やはり何か改善しようというインセンティブは生まれません。それから、国にとって困ったこととは何か。今一番、国が困っているのは財政赤字ですよ、もちろん。これを何とか解決したいと思っているから、消費税の話がこれだけ毎日議論になっているわけなので、だから、国は、この財政赤字をどうしようかといって、増税だという話があるけれども、いやいや、そうではなくて、例えば道州制にして、税源もあげるから、それぞれの道州が経済を活発にして税収を上げて、それでみんなで分かち合って負担を減らしていこうよという議論だって、これは一つの物事、議論を前に進めていくインセンティブになると思う。つまり、国にとって一番困ったことは、こういう道州制によって解決していくかもしれない。

だから、まずこういう大がかりな話を進めるときは、やはり今、目の前にある岩盤、あるいは重荷、困ったことが何なのかという目玉の困った問題を、幾つか列挙して差し上げる必要があるのではないかと。確かに堺屋さんのおっしゃったように、その解決の道が道州制につながる道かどうかは、私はわからないけれども、議論の入り口としては、少なくともそれは提起する必要があるとあって、でき得ればその出口が道州制であれば望ましいと思うんですが、そこはロジックの世界だと思うんですね、目に見えていないわけだから。だから、ロジックはロジックとして、論として固める必要があるなということを思います。

○江口座長 それぞれできるところで、それぞれやっていくというか、努力していくというようなことで、同じマスコミの鎌田委員、今の一連の話をお聞きになっていて、いかがですか。

○鎌田委員 今までのお話をお伺いしまして、私は熊本の全国知事会議にも行きましたので、先ほど石井知事がおっしゃったようなことで、私も関心を持って取材をしたんですけども、堺屋さんがおっしゃったように、この支障事例というのは、本当に古くて新しい問題が山積みしているわけですね。だからこそ、第２期の分権改革で、今、地方分権改革推進委員会が議論していて、来年以降、勧告するということまで来ているわけで、来年以降がむしろ正念場になると思いますが、これは一事が万事、お金にみんな絡んでいるんですね。だから、これだけが何か規制としてあるわけではなくて、これがみんなお金に絡んでしまっている。そのお金のもとの多くを国が握っているという、そこに大きな問題があるわけですね。

国民から見れば、その財布の出所、財布を誰が持っていて、どこからお金が出てくるかというところが見えにくいというところもあるんですけども、地域から見れば、施設ができれば歓迎するということは否めないと思うんですね。ですから、こういう状況を打破しなければいけないというのが、まさしく分権の議論なわけですので、堺屋さんがおっしゃったように、分権の議論と、それが道州制にどうつながるのかというあたりは、やはりちょっと時間差もあるのかなと思うんですね。現在、やはり知事会を含めて六団体は、第２期改革の推進、実現を求めているわけですので、確かにマスコミがこういう霞が関の詳細な関与の事例を取り上げていく努力はしなければいけないと思いますし、これは各新聞、テレビを含めた判断で、これから続くと思いますけれども、分権をとにかく進めるところで、次のステップ、道筋として、やはり今、文字どおりここで議論しているような道州制というのが、また見えてくるところがあると思うんですね。

ですから、そのこのところは、一方で地方分権改革推進委員会を舞台にした議論が進んでいますので、そこは、任せるところは任せるところで、もうよいのではないかと。ここでは、やはりもう少し大きな構えで、この国はこれからどうなるんだという流れの中、議論の中で、もちろんミッションになっている道州制をもう少し幅広の視点から議論して、国民が理解できるような材料、内容を提供するというのが我々のミッションなのではないかなと、そんな印象をちょっと持ちました。

○江口座長 ありがとうございます。

沈黙しておられますが、山東委員、いかがですか。これについて、何かあれば。

○山東委員 それでは、一言だけ申し上げます。

やはり、こういう個別の問題自体につきましては、一つ一つそれを解決していくというようなことでは、我々がやろうとしている道州制の問題には、恐らくつながらないだろうと思います。

ただ、これを見せていただきながら感じましたのは、ここまで体制が劣化しているのかと。要するに、国・県・市町村全体を通じて、こういうような体制でやっていたのでは、とてもではないけれども、グローバル化していく時代を乗り越えていくことはできないという印象を受けました。そういう意味で、個々のものではなく、それをつなげた全体の間

題として、その不合理を取り上げていくべきだと思うんです。

もう少しどういうレベルのところで総合的に物事を判断するかというようなこと、これがやはり道州制を議論していく場合の一つの考え方としてあるのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○江口座長 ありがとうございます。

では、川口委員、どうぞ。

○川口委員 私も、今、堺屋先生がおっしゃったように、道州制推進は基本的な理念を念頭に置いて進めていくべきだと思います。

私は電力会社で営業所を廃止するときに、建物の保育所への転用を検討させたことがあります。そうしたら、担当者がいろいろ調べてくれたのですが、「支店長、とてもこれはだめだ。難しい」という答えが返ってきました。民間企業がこういうことをやろうとしたときに、規制や縦割行政でがんじがらめなのです。

ですから、今日、馬場さんがいろいろなケースを出されて説明されたようなことにも直面したからよく知っていますし、非常に問題だと思っているのですが、それだけに私は、こういった現状の問題点を論じることから道州制のよさというか、そういうものを導き出すというのはすごく難しいと思っています。

むしろ、徳川幕藩体制を壊して明治政府をつくったような革命にも匹敵する道州制を進めるためには、堺屋先生もおっしゃったように、国と道州と基礎自治体はどうあるべきかといった基本的なところを押さえておいて、ある程度トップダウンというか、演繹的につくっていくことが先決ではないかと考えます。

本日ご説明があったような問題点は、後から検証するのにはありますが、道州制の進め方としては、やはりもうちょっと違うアプローチをしていかないと難しいと思います。

○江口座長 なるほど。ありがとうございます。

(増田大臣 着席)

○江口座長 この馬場部長にいろいろとご説明いただいたものについては、各委員の方々、いろいろとなお議論のあるところだと思いますけれども、ちょうど一区切りつきまして、増田大臣が御到着になられましたので、早速ですが、一言、御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○増田大臣 どうも、遅れまして恐縮でございます。増田でございます。

ちょうど、今、江口座長から、一区切りついたということでございましたが、この道州制でございますけれども、別の分権推進委員会というのがございまして、そちらの方で先般、11月16日でございますが、分権委員会の中間的取りまとめというものが発表されました。その中で、いろいろな事項が書いてございますけれども、地方支分部局を縮小・廃止する、それに向かって、今後、検討を進めるということになっております。

私は、分権ということについて、いろいろ中央省庁の補助金行政等、多々あるわけです。

が、そういったことを組織、機構として裏打ちしているのが地方支分部局だと思っておりますので、こうしたものは広域自治体である県との二重行政にもなっておりますので、どうしても国としてやらなければいけないものだけを残して、これは廃止、そのために縮小させていくものが当然だろうというふうに思うわけですが、そうした議論をこれから進めていけば、当然、道州制の議論、広域自治体とは一体何をしていくのかという議論とも、オーバーラップしていくのだろうというふうに思います。

こちらの懇談会で、3年以内にビジョンをまとめる。そして、それをもとに国民的な議論を大きく展開していくという中で、まずそれまでの限られた期間の間にきちんと分権を進めていく、きちんと分権を仕上げていくと。これは、分権に終わりははないというふうに思っておりますが、それにしてもこの3年という与えられた期間の中で、分権に向けて最大限の形を出していくということが必要でございまして、それを受けた上で、しっかりとした道州制の構築に向けて進んでいくべきものというふうに思っておりますが、そのためにもここで、来年の春までをお願いしてございませうけれども、中間的な取りまとめをおまとめいただく、そしてビジョンに向けて、また精力的に作業をお願い申し上げたいというふうに思います。

私も、11月14日、大阪でございましたこの道州制の関西シンポジウムでございませうが、ちょうど全国知事会と重なって、向こうの司会を担当せざるを得ませんでしたので、そちらの方に出ましたけれども、1月には、今度は中京地区、名古屋でシンポジウムがあると聞いていますので、そちらの方はもちろん出ると。それから、取りまとめに近づいてきていますので、また極力この会にフルに出席させていただいて、いろいろな論点について先生方がどういうお考えをお持ちなのか、そしてそれを踏まえて、どういう経緯で中間報告を取りまとめているかとされているのか、そのあたりを十分に勉強させていただきたいというふうに思っております。

今後、江口座長ともよく御相談しつつ、また御指導いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○江口座長 大臣、どうもありがとうございました。

それでは、5分ぐらい、大臣もまだいただけるようでございませうから、先般、国と地方の役割分担ということで、委員の皆様方に、アンケート形式というか、いろいろとペーパーを出していただきました。あと40分ぐらいということでございませうので、お一人一人、このお話をお聞きするというわけにもまいりませんので、今日、あと40分の中で、「私は言いたい」、また「このところはちょっと補足し、またこのあたりは強調したい」というような方がおいでになりましたら、挙手をしていただくなり、名札を立てていただくなり、協議会委員の方々もそれぞれペーパーを出していただいていますので、どうぞ御自由に御発言いただきたいと思いますというふうに思います。

石井委員は6時半までですので、最初に石井委員の方から。

○石井委員 お許しいたしまして、資料の最初に私の見解がたまたま載っておりますの

で、これを見ていただければと思っておりますけれども、知事会の方でまとめました今までの特別委員会あるいは全体での基本的考え方、これに基本的に沿って記述させていただいておりますが、改めて申し上げるまでもなく、1ページにございますとおり、メリットという意味におきましては、総論として、中央集権型システムから地方分権型システムに転換するということがございます。そのことによって、住民に身近な地方政府がそれぞれの新しい地域社会をつくっていく。そういったことで、お互いに切磋琢磨することで我が国全体の底上げ、そして国際社会においても、我が国の国益を守る、確固たる地位を確立する、このような大きなメリットがあるというふうに思っております。

それから、内政面での具体例でございますが、現在のように、先ほど来のお話が出ておりますような国の省庁ごとの縦割り、単発的な対策ではなくて、これを全部、地方に内政は基本的に委ねてもらおうということがございますから、道州が一元的、総合的にさまざまなことを取り組んでいく。その結果、迅速で効率的・効果的な政策展開が可能になるということが1点。

それから2点目は、国の方から広域自治体へ、それから広域自治体からは基礎自治体へと事務権限の移譲を徹底するということで、地域とか住民により近いところで行政が行われるということで、民主的なコントロール、こういうような効果があると考えております。

それから3点目でございますが、道州内に存在しております多種多様な資源、こういったものをより効果的に活用いたしました地域経営が可能になる。その結果、新しい文化、あるいはビジネスチャンス、NPO活動等が芽生えていくといったようなことございまして、先ほど来お話が出ております東京一極集中の是正、あるいは多極創造力拠点、こういったものが各地に形成されるということを考えております。

一方、2ページ目でございますが、デメリットということはどうだろうかという御指摘をよくいただきます。デメリットということでまとめたことはございませんが、我々知事会では問題点という意味におきまして、そこがございますように幾つか意見が出ておりますので記述しております。

1つは、そこがございます巨大な区域を行政区域とした場合の住民の一体感、アイデンティティの喪失といったような問題があるのではないかとといったこと、あるいは政策決定主体が住民から遠くなってしまうといったことから、住民自治面でのデメリットは避けられないのではないかと等々の意見を述べておられる知事がおられましたので、その点をここに記述させていただいております。

「また、」というところがございますが、非常に大事な問題は、財政力格差の調整の困難性がこれまで以上に高まるのではないかと、これも国と地方の役割分担を決めた後に、調整を具体的に制度設計していく課題ではございますが、このような御指摘を強く主張されている知事もいるわけでございます。

それから、③でございますけれども、我々といたしましては、国家の統治機構という意味におきましては、地方支分部局の廃止、それから中央省庁そのものの解体・再編、こう

いったことを基本的な考え方として、ぜひ行っていかなければいけないということを主張しております。

それから、④でございますけれども、役割分担、これもたびたび申し上げますとおり、国は外交、防衛、司法など、国が本来果たすべき役割に重点化するというようなことでございます。それから、都道府県がやっておりました事務は、可能な限り市町村に移管するといったことで、まずは最も身近な基礎自治体がさまざまなサービスを行うといったことで、道州の事務といたしましては、市町村の区域を越える広域的な事務、あるいは高度な技術、専門性が必要な事務等を担うということに、根本的にあり方を変えていくということでございます。

なお、最後にございますように、道州におきましては、広範に条例制定ができる。国の方は大綱的なものを決めてもらって、道州は立法権も広範に移譲してもらう、このように大きな国の形を変えるようなことを、制度設計としてお願いしたいということでございます。

なお、我々知事会では、今、道州制特別委員会を12月半ばに開きまして、そして第1次の中間取りまとめを行っていかうと思っておりますが、この今日申し上げました考え方に沿って、国と地方の役割分担、あるいは道州の組織とか自治権をどう考えるかといったあたりを、知事会の特別委員会としてまとめていくと、このようなスケジュールで、今、調整を行っているということでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○江口座長 どうもありがとうございました。

大臣が、今、これで立たれます。どうもありがとうございました。またよろしくどうぞ。

○増田大臣 恐縮でございます。よろしくどうぞ。

どうもありがとうございました。

(増田大臣 退席)

○江口座長 では、金子委員、どうぞ。

○金子委員 今、大臣からお話を伺いまして、非常に心強く思ったんですが、3年かけて道州制ビジョンを固めていくというわけでありましてけれども、その間、単に議論しているだけではなくて、もう既に来年から具体的に動かなければならぬ仕事がある。それは、従来の地方分権という流れの中で、最初にまず機関委任事務という国のがんじがらめに地方を縛るツールを壊した。次に、今度は受け皿として、基礎自治体の強化に行った。これは、ある程度、行った。

がしかし、残念ながら、大事な財源を与えるということがおろそかになっている。これが第2期の改革として現在にもつながっていかなければならない。

しかし、この改革も、せっかく片山試案というのが出て、国と地方の税源を5対5にするという案があったのに、官僚の抵抗ですべてそれが壊されて、補助金を先行してやらなければいかぬようなはめに陥った。おかげさまで、補助金をやるということになると、全

官庁を敵にするような仕事になりますから非常に難しい。税源を5対5にするというだけなら、財務省と総務省と政治家が相談して決められたと思うんですけども、それができずに全官庁で、今日も出ていますけれども、ああいう細かい議論をしなければならぬはめに陥って、結局はまだ志半ばという状況にあるわけです。これは来年度だってどんどんやっていかなければいけない。

それから次に、手つかずでまだ残っているなと思うのは、都道府県をどうするかという問題ですね。都道府県が現在やっている仕事を見ると、広域部分と基礎自治体に移さなければならぬ部分と、それからその他とに三分されています。その三分される都道府県の事務のうち、基礎自治体に下ろしていくという作業はもっと本腰を入れて徹底的にやっていかなければいけませんね。

それからもう一つ、広域部分ですが、広域部分は、現状では例えば関西で広域連合をつくとか、あるいは首都圏では首都圏連合を何とかしようというふうなことでやっているけれども、これはなかなか動きにくいものがあります。そこへ、道州制特区という推進枠がでてきた。ならば、これにのる算段をしなければなりません。そしてそれを受け皿として国からどんどん、これからも権限・財源を引っ張っていかなければならない。

知事の中には、都道府県に下ろせばよいのだという考え方をする人たちがいるわけです。だから、ここで先ほど石井さんが述べられたようなデメリットだなどといって出てくることになりますが、前提が間違っているのです。そうではなくて、国から持ってくる対象は、江口座長の言われるいわゆる主権型の道州制で、つまり、国家主権というものを分割していくその対象には都道府県はありえない。その主権の分割ですが、一挙にイメージをつくって一挙に下ろすということも、ある時期には必要でしょうけれども、それまでの間に少しずつでもよいから下ろしていくという実験的・試行的な作業が必要なのです。そのために、道州制特区推進法という法律をできるだけ活用していく必要があります。

ただ、これが非常に欠陥だらけの法律だから、あまり使えない。関西だって、広域連合をせっかくやっているのに、広域連合で特区をつくろうと思ってもできない法律にしている。ですから、そういう現在の特区推進法自体を、関西もできる、首都圏もできる、沖縄もやりたければできるというふうな形のよく使える法律に改正していくという努力が、早速やらなければならぬものとしてあるわけですね。そういう作業、そして受け皿をつくる、国から下ろしていく、その段階において、今日問題になったような細かいことが具体的問題として、クローズアップされ、それは、国民に対して「こうなんだ」ということを説明しやすい環境ができてくる。やはり、こういう具体的な動きを来年以降もやっていかないと、なかなか空中で議論していて3年後に壮大なビジョンができましたと言ったって、国民は多分、馬耳東風になるのではないかという懸念を持つわけで、その辺のところを進め方として提案申し上げます。

○江口座長　ありがとうございます。

そのほか。どうぞ、山東委員。

○山東委員　今ここでやっていることは、確かに地域の自主性のもとに一つの地域政府をつくるというようなことで、大体一致しているのだと思うんですね。それで、どこに問題があつて、どういうふうにして実現していくかというようなことにかかっているということも、今、金子委員がおっしゃったことだと思うんです。

私は、若干、金子委員とは違う意見を持っていますが、そのことは、この次の「実現へのプロセス」のところで、次回に述べたいと思います。その前に、今日お配りしている中で、17ページを見ていただきたいと思います。

ここで、「地域に根ざした州政府」というふうに書いてございますけれども、私たちは、やはり九州・近畿・東北等の地域に直接根ざした州政府をつくるということでありまして、そのこと自体は、決して県の合併ということを前提にするというようなものではないのだということです。

それで、実現への方策というようなことで、この次に申し上げたいと思いますが、私は州の前座機構として、2つのものをつくったらよいのではないかと。1つは、各ブロック地域の、例えば九州会議というふうに申しましたけれども、担当大臣と、それから知事、あるいは指定都市の長ほかの自治体の方々、それでもって地域会議をつくるということと、政策機構として一つの九州政策庁とか何とかというものをつくって、そこに国からも県からもフィフティー・フィフティーでもって人間を入れ込むというようなことで、しかも、その機関というものは現地につくると。今まで、例えば近畿圏整備本部というのが昔ありましたけれども、これをつくるときに、これは随分、関西に置いてほしいという要望があつたようですけれども、「いや、中央官庁は東京だ」というようなことでそれをしなかったというのはなぜだろうというふうに私は思っていたんですけれども、いずれにしても、現地に事務所を置くということと、それから今申しました、組織をフィフティー・フィフティーでもって国と地方自治体の方から出向させて、だんだんと現地にそういうものを構成していく。そして、それが3年、4年と、段々に州の事務機構として固めていくというようなことをやっていくということは、一つの方法だろうというふうに思っています。

それで、いずれにしても、こういう地域政府というものは、国が国政機能の分割、分権を意思決定し、その受け皿としての地域が全面的に賛成すればできる。そこになぜ難しく、わざわざ県の合併というような——県の合併などというのは非常に混乱を及ぼすものですよね。だから、県の合併などということを入れ込まなくてもよろしいのではないかと。私は、そろそろ道州制イコール県の合併という固定観念から脱却すべきだというふうに思います。

以上であります。

○江口座長　どうぞ。

○金子委員　山東委員の今おっしゃられたことは、全面的に私は賛成です。

ただ、地域協議会をつくるということはまさにそのとおりで、それがなければ、つまり

受け皿、母体がないと、道州に発展していかないわけですから、受け皿、母体は要ります。それを、関西では広域連合でやろうとしている。それは、まだ道州制特区推進法ができる前ですから、そういう方向に流れたと思います。道州制特区推進法ができて、特定広域団体という地域協議会を母体にしやすい枠組みができています。私は、広域特定団体の母体になるものが、その協議会だと思っています。それはまた自治法には、第11章を見ると府県協議の道が開けている。それを使って協議会をつくって、協議会を母体に特区申請をする。そしてその協議会にすると、推進本部という閣議と同じ形の国の会議のメンバーになれますし、そうやって受け皿をつくる。この受け皿が、先ほど増田大臣のおっしゃった支分部局の解体のときに、全部ではないですけども、その一部分を吸収していく受け皿でもあるわけですね。そういう形にして、やはり進めていく。なぜそれがよいかというと、既に法律があるわけですから、法律のないところに新しくつくるとするのは非常に難しいけれども、既にあって、単に穴があいて欠陥だらけなら、法の整合性で生きるお役人の法がほっておけないはずです。だから、ちょっと修復してそれを使おうと。こちらの方が早いということを申し上げたい。

○江口座長 どうぞ。

○山東委員 私は、自分の意見自体が、それだけ絶対だと思っていない。だけれども、一番最初に言いましたように、どちらの道が一番近道かとか、そこでやろうとすることが何であるかというようなことにつきまして、これは時間をかけてやはりじっくりやらないと、感想を述べるというようなことで決着をつけるような、そういう類のものではないということなので、そういう意味で、この次には私自身、用意してきますから。

○江口座長 ありがとうございます。

○金子委員 基本法をつくって、いきなり一斉にどんと下ろそうという考え方がありますが民意を無視するなら別ですが、それは無理だと思います。

○江口座長 では、堺屋先生、それから芦塚委員。

○堺屋委員 私も、今の山東委員の意見に大変賛成なんですけど、1つ、やはり大改革だから、ショック療法が要るんですよ。まず、道州制基本法みたいなものがありまして、それからその次に、おっしゃる公務員の異動、この人事の異動がないと、絶対動きません。だから、国の公務員を全国政策庁にばらまくという、この国の公務員がこっちへ行くのだという考え方がない限り、国の公務員が減らない、あるいは国の官庁が小さくならない限り、国民はメリットも感じないし、現実的動きだとは思わないと思うんです。

だから、まずこの九州会議は九州会議で各県から。だけれども、国の公務員がこっちへ行くということがあって、初めて国が縮小するというか、限定されるのだと。これが大変大事です。

この次に、書類を集められておるようですが、私もかなり詳しいものを書いておりますので、そういう段取りの議論もしたいと思いますけれども、基本法があって、その次に、名前は何というか、政策庁というか準備委員会というか、そういうものがあって、それか

らそれに従って、だんだんと国も人も県の人も出てきてというような、それで大体何年間で——サッチャーさんは香港の返還に18年かけたわけですがけれども、大体10年ぐらいかかりますかね。そういうような段階で変わっていくのだという、ずっとしたスケジュールをつくる。そこまでを、まず基本方針で、日本は変わるんだと国民全員に思わせなければいけない、ここが大事なところだと思うんですね。

○江口座長　ありがとうございます。

芦塚委員、どうぞ。

○芦塚委員　今、堺屋先生が言われたとおりのことを申し上げようと思っておりました。もちろん金子先生、それから山東先生の言われたことはよくわかりますし、これはプロセス論として、やはりこれから先は、大事になると思います。

ただ、その前に、やはり道州制はどうあるべきかということ、まずそのビジョンが見えてから、それに向かつてのプロセスではないかと私たちは理解しております。もちろん、その議論もしていく必要はあろうかと思いますが、その場合、今日もちょっとお話が出ましたけれども、もちろん道州制というのは地方分権の行き先といいますか、今の中央集権とか縦割り行政とか、あるいは東京一極集中などを変えていくことであり、これはもう当然で、よくわかります。

では、その次のステップとして、今話がありましたように、地方分権の行き先は道州制がよいのだ、道州制をやるべきというところの議論を、もう少し整理しておく必要があるのではないのでしょうか。この懇談会に出された主な論点の中でも、その辺がちょっと見えてきていないように思います。

今後、地域主権国家として、国際的に羽ばたくためには、広域的な課題も多く、県で相反する課題もあることから、今の県では受け皿として無理があります。そういうものを、一つの大きなベクトルを合わせて効果を出すには、やはり道州制であるという議論をもう少し整理していただく必要があるのではないのでしょうか。

○江口座長　なるほど。わかりました。

○堺屋委員　それは、まさに基本法が要と思うんですよ、道州制基本法。それと、基本法とスケジュールを2つつくれば、国民は「ああ、こうなるんだ」ということがわかって、それからこの段階で減っていくんだと。移転する公務員なども、「10年あれば俺は退職するな」といって安心する人がいるとか、そういうところをやはりきちんと見せる。これが基本法の役割であり、比較的早い段階でつくりたいと思うんですよね。

○江口座長　どうぞ、鎌田委員。

○鎌田委員　今、芦塚委員の方から、分権の行き先につながる道州制の議論という整理の必要性について御指摘がありました。ちょっとそれにも関連するかもしれませんが、議論を戻すような形で恐縮ですがけれども、前回申し遅れてしまいましたことを含めて、若干、発言させていただければと思います。

お手元の資料の8ページ、9ページになります。

簡潔に申し上げますけれども、ここで「新たな国のありかたについて」というのを掲げてみました。これから国はどうなるのだというところで、これまでも折に触れて議論はしてきているわけで、私なりに整理したものがこれなんですけれども、やはり、グローバル化というのは避けられないだろうと。一方、その関連にもなりますけれども、東アジア地域を含めて、地域間のいろいろな国際機関で関係調整というのがこれからどんどん出てくるということで、私は、国外では国の役割というのは増大するだろうというふうに考えています。ということで、だからこそ新たな「国のすがた・かたち」の構築が必要ということになるかと思います。

一方で、国内では、先ほどからずっと議論がありました分権の議論というのは、突き詰めれば地域が自立するということになるかと思います。自分の責任で、自らやりたいことをその地域が決められるという仕組みをつくるということだろうと思いますし、今、人口減少あるいは超高齢化という新しい課題が突きつけられているわけですが、そういう新しい課題の解決のためにも、地方分権型社会の構築というのが必要だというふうに考えています。

言ってみれば、国の内外で新しい思考力と、それからそれに対応できる機構というのが必要だということになるかと思います。その場合には、柔軟な発想であり機動力を持って、新しい国の内外に立ち向かうという体制をつくるということになるかと思いますので、そうなれば、現在の中央省庁というのは抜本的な再編が必要だということになるかと思います。その場合に、既存の機構で新しい対応が求められているところに関しては、大胆に拡充してもよいだろうと思いますし、一方で、当然もう役割を終えた、特に内政関係の機構に関しては、思い切って廃止すると。「足し算と引き算」という精査ということを考えてみました。ということで、一方的に国の役割を、頭から限定する必要はないのではないかとというのが基本的な考え方です。

(1)と(2)で、対国外、対国内というふうに分けましたけれども、今までちょっと議論が足りないのではないかなというところを補わせていただければという意味で、対国外というような形で整理してみたいんですけれども、やはりこれから日本が求められているのは、対外的には「平和」であり、「環境」であり、「貧困」といった世界規模、地球規模で起きているさまざまな課題に、やはり日本として国を挙げて積極的に解決に向けて貢献していく、そういう姿勢を明確にするということが必要なんだろうと思います。それが、日本が21世紀に生きていく、言ってみれば地球で日本が存在する存在価値みたいなところになるのではないかなというふうに考えます。

「平和」に関しては、言うまでもなくて、軍事力ではなくて、紛争とか、そういうものを未然に防止する外交努力は当然ですが、特に戦後とか紛争後の経済や統治機構再編のノウハウの支援とか復興援助、それから大規模な災害の救助に専念するということになるかと思います。

「環境」に関しては、これまで日本はさまざまな公害防止などのノウハウを蓄積してい

るわけで、これは隣の中国でも、日本のそういうノウハウの必要性を向こうから求めてきているような状況があるわけですから、温暖化を含めた地球環境対策に国を挙げて取り組む姿勢をまず示すということが必要だろうと思います。

日本では案外議論がされにくいところが、下に掲げた「貧困」なんですけれども、これはやはり国際紛争の主たる要因になっているわけですね。テロとの関連も取りざたされているわけですから、「平和」の構築の障害になっているということを考慮して、国連とか国際諸機関と緊密に連携して、アジアを含めた各地域の貧困の撲滅に尽力するための体制をつくるという必要があるかと思います。

もう一つ、これからの世界というのは、やはり軍事力というよりは、国際間のさまざまな紛争を、「法」（ルール）に基づいて処理するという方向に向かうべきですし、現実に向かってきているというふうに考えられます。例えば、知的財産をめぐる紛争がかなり増大しているわけですが、一方で、これは数年前ですけれども、ハーグに国際刑事裁判所が設立されています。日本も遅まきながら、これは、本当はつくるべきだということを言い出した最初のうちの中に日本も入っているんですが、できるあたりから、どうもちょっと関わり方がのろくなっているというところがありますけれども、こういうところに今後は積極的に関わっていくということだろうと思います。

もう一つ、対外関係で、これは道州制との関係で書いたのが下から2つの目の丸なんですけれども、新たな国の役割と同時に、地域の役割も非常に重要になるのだろうというふうに考えます。それはどういうことかと申しますと、一定の規模の——ここでは例えばということで東北とか九州というふうに書きましたけれども、そういう地域が独自に国を介さないで東アジアやアジア諸国の地域と結びついて経済とか環境対策などで協力する、交流する、そういうことが非常にこれからは増えることになるだろうと思います。こういうことが増えるとどういうことになるかというと、日本というのはアジアに関しては、やはり非常に軍事的な面で第二次対戦で迷惑をかけたということもあって、国としてはマイナスイメージで語られる、警戒心を持たれることが往々にしてあるわけですから、それを地域が積極的に関わることによって、日本としてのイメージをプラスに変える、あるいは日本が、そういう意味では対外的によい関係をつくっていくということにも貢献するかと思います。このあたりは、道州制を考える上でも重要なポイントではないかなというふうに私は考えます。

国内に関しては、先ほどまでも言われてきた議論ですのであえて繰り返しませんけれども、やはり地域のことは地域で決定して実行できるという地方分権型の社会を構築することが、最優先の課題だろうと思います。地域の文化とか歴史に誇りを持つ、地域に住んでよかったという社会をつくる、そのための体制を整備するというのが、これからの国の姿なのだろうと思います。

その場合に、現在では都道府県ですけれども、広域自治体が果たすべき役割に関して、これからもまた議論は続くかと思いますが、精査する必要があるだろうと思います。

現行の都道府県で対応が可能なかどうか、それからどのような分野で対応ができるのか、あるいは対応できない分野があるのかというあたりに関して、やはりこれからもう少し突っ込んだ議論というのは必要なのではないかなというふうに考えています。

ここに、都道府県で対応できるもの、対応した方が望ましいものという例示で、小規模市町村の補完というのを挙げました。これは、合併が進んだわけですが、まだ1,000近い小規模な市町村が残っているという状況が、これからどういうふうに進むのかわかりませんが、こういう小規模市町村に求められる役割を、やはりどこかのところが補完するという必要はあるのだろーと思います。その場合に、現行の県が補完するというあたりが、一番適当なのではないかなというふうに考えた次第です。

都道府県より広域の対応が望ましい分野というのが、いろいろあるかと思います。むしろ、こちらの方は望まれているというところもあるかと思います。喫緊の課題である地域経済の活性化、雇用の確保、そういうところでは、やはり都道府県よりもう少し広域の対応の方が、むしろふさわしいのではないかなということになります。あとは、医療とか高等教育、研究機関、それから先ほど申し上げました東アジア諸国の地域との連携協力というあたりに関して、現行の都道府県よりはもう少し広域の対応が、むしろふさわしいのではないかという分野になるかと思います。

○江口座長 すみません。もう、ちょっと時間でございますので。

○鎌田委員 はい、すみません。

それで、あとはもうこれからの議論にもなりますので、簡潔に、繰り返しませんけれども、国のあり方を精査した段階で、改めて道州制の導入に関して検討するということが必要かと思います。

道州制というのは、あくまでも新たな「国のすがた・かたち」と、分権型の社会を構築する場合の実現のための手段であって目的ではないと、このあたりに関しては、はっきりわきまえながら議論を進めていったらどうかというふうに考えた次第です。

以上です。

○江口座長 どうも。

では、山東委員と長谷川委員、どうぞ。

○山東委員 せっかく書いてきましたので、13ページをちょっと見ていただきたいと思います。

これは前から、堺屋さんから、「何のための道州だ」というようなことから「何をやるんだ」というようなことがいろいろと言われたことがあって、それに対する一つの回答でもあるわけです。

そこで、1番は、もちろん中央集権体制からの完全な脱却という、これは当然です。

それから3番目には、国際関係ですけれども、これから経済的には日本の地位はだんだん低くなっていくけれども、隣国や世界の人々から憧れられるような質の高い魅力的な日本をつくるということで、これはジョセフ・ナイなどの言うような、いわゆる「ソフトパ

ワー」をつくれということです。

それから一番大きいのは、4番目に、東京一極集中と地方の衰退から日本を救うということなんですけれども、これは道州をつくることによって、人口人材——特に人材ですね、これの地方への還流機構をつくるというようなことになるだろうと。それで、堺屋さんも言っていますけれども、私は、州都というものは、一つの分都型の首都移転というふうに言う人もいるし、ここのところが非常に重要なのであって、これらのために気鋭の士が、これに向かってより集まるだろうということです。

もう一つ、最後に危機管理の方の問題ですけれども、どこを分断されても列島の分節体制ということで、とにかく一つの局地にすべてのものが集まっているという体制そのものが非常に危機なのだ、東京そのものだということです。

以上です。

○江口座長 どうも。

では、長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 私は1分で終わらせますが、さっきの受け皿論、賛成、賛成、賛成と3人、ぽんぽんぽんと来たので、あえて一言、言っておきたいんですが、政府は地方も国もスリム化するというのが大前提なので、地方支分部局の廃止の方向ということをおっしゃられていた。だから、それと裏腹でなければならない。受け皿を新たにつくると言ったら、大喜びする役人は山のようにいますから、それはあくまで全体のスリム化の中でやるのが大前提だということは、一言申し上げておきます。

○江口座長 どうも。

ほかに委員の方、何かございませんか。

沖縄の太田委員、どうですか。せっかくですから、一言。せっかく沖縄から来ていて、今の話はどうですか。

○太田委員 国と地方の役割分担については、53ページから55ページ記載されています。沖縄特有の問題についても載せてありますので、お読みいただきたいと思います。

江口座長が出版した『地域主権型道州制』の本、早速読ませていただきました、大変参考になりました。

前回のビジョン懇談会報告で、道州制アンケート調査で沖縄単独州について2005年時事通信社調査で単独州賛成が41%、2007年10月シンポジウム調査で賛成78%という報告をしましたが、今朝の地元紙の記事で、琉球大学の林准教授が電話で1,201件の調査をした。その結果、単独州賛成がよいというのが52.1%で、九州と一緒になった方がよいというのが35.7%という数字が出ています。九州と一緒になるというのは初めてなんです。これは多分、江口座長私案では、沖縄は九州とひとつという考え方が示されたことが影響して、そのような数字になったのではないかと考えています。暫くは数字の変化はあると考えていますが、沖縄道州制懇話会は発足したばかりで、まだ2回しか懇話会はやっていません。これから徐々に、江口座長から問題提起のあった財政問題をどうするのかも含め、

県民議論を重ねた上で沖縄型の単独道州について提案したいと考えています。

その一つのモデルとして考えられるのは、沖縄が戦後、アメリカ合衆国統治権の下で「琉球政府」があり、独自の通貨軍票（Ｂ円）があり、その後ドルに変わって、日本円に変わったという通貨の歴史があり、又、行政府・立法府・司法という三権分立という一国並みのモデルがあったわけです。そのままというわけにはいきませんが、それを参考にした沖縄型単独州モデルを提案したいと考えていますので、よろしくお願いします。

○江口座長　ありがとうございます。

そのほかで、何か一言おっしゃりたい方はおいでになりませんか。もう、あと２分ぐらいになりましたので、最後は木村副大臣に一言お話しただこうと思っていますけれども、その前に、どなたかおいでになりませんか。

○堺屋委員　この進め方ですけれども、答申の前に、委員の中から選抜メンバーで原案を書くとか、そういうことを考えた方がよいのではないかと思うんです。普通は事務局に書いていただくのが多いんですが、むしろ有志の方で答申原案を書くような準備を、年明け早々にはせねばいかぬと思うのですが、ちょっとお考えください。

○江口座長　それにつきましては、私もそうしたことをやってみたいという、特に個人的にはそういう考え方も持ちましたけれども、素案は一遍、事務局の方で考えてまとめてもらって、それにつきまして皆さん方委員で、いろいろとご意見をいただきながら、手を入れていくなり、また変えていくなり、そういうことをしてみたいと。

というのは、堺屋先生のおっしゃることはよくわかっています。国家公務員制度の有識者懇談会でもご一緒していますからよくわかりますけれども、中間のまとめですから、一遍、事務局のまとめたものを、ベースにするわけではないですけれども、たたき台にして検討してみたいというふうには思っているんですけれども。

○金子委員　それは、堺屋先生のおっしゃる方が正しいですよ。なぜなら、やはり私も役人をやったことがあるけれども、役人が書く場合は視点、観点が違いますし、でき上がったものというのは直しにくい。

ですから、やはり委員でせめて骨子を決めて、この骨は動かさぬ、あとは肉づけだけやるという形にまずしておかないと、できたものは官僚の作文になってしまいます。官僚の作文は昔から国民が読めば、馬耳東風です。

○堺屋委員　論点整理まではいいんですが。

○江口座長　まあ、案を書くのだったら、私１人でもいいですけどね。

どうぞ。

○山東委員　もう一つは、無理に１つに今の段階でまとめるのがよいのか、それとも幾つか意見があるというようなことで、後々、利用して、しよせん政府の方で立案していくという場合には、そういう考える材料が、やはり複数あった方がよいのではないかという気がします。

○江口座長　今、私が考えているのは、１つ、まとめた形で中間報告をつくるというか、

そういうもので両論併記というか、複数併記も含めて、しかし、本文は一本にしたいというふうに思っています。ただ、付記としてそういう形をとりたいということです。いろいろな意見があるということは、この懇談会として痕跡を残しておきたいというふうに思っているということですね。

これから12月、1月とって、1月までにまとめてもらわないといけませんので、堺屋先生のようにおっしゃるのだったら、この中から委員をどうするかということも……。

○堺屋委員 まず、論点整理を事務局にさせていただいて、それをもう1回か2回、みんなで協議する。それで大分、集約した傾向があったら、それぞれを代表するような人を。

○江口座長 もし、そういうことでお任せいただけるんだったら、私、素案をつくってもいいですよ。素案をつくって、それをもとに委員の先生方にいろいろ修正していただくというようなことで。

○金子委員 ですから、そのところは、例えば起承転結と書くとしたら、起に何を置く、承に何を置く、転に何を置く、結に何を置くといったやはり論点の取り上げ方、これが大事だと思うんですよ。その取り上げたものを一本の文章にまとめるのは、また別としましてね。

○江口座長 取り上げ方というか、その取り上げる材料につきましては、もう今までペーパーを出していただいていますし、たくさんの意見をいただいて、全部それをまとめてありますし、次回行きます道州のあり方とか道州の財政制度、道州の区域というようなことにつきましても、委員の皆さん方に出していただいていますので、それをベースにしながら、起承転結でまとめてもいいですよ。

というのは、どうしてかという、年末年始で、この中でまた委員を選ぶというのは、どの委員を選ぶかというのもまた大変で、その委員を選ぶのに1時間、2時間、議論していたら、また大変になってしまうと思うのですけれども。

どうぞ。

○鎌田委員 先ほど、堺屋委員がおっしゃったように、論点整理をまずきっちりやっていただいたらどうでしょうか。それで、もう一度、頭の中を整理した方が、より冷静な議論ができるのかなと思います。

○江口座長 いや、最初から冷静ですよ。何も皆さん、あれしているわけではないですけども、では委員の中からまた委員というか、それで誰をどの委員にするかというのは、どうやって決めたらよいのですか、堺屋先生。

○堺屋委員 まず、今の話で、次回はいつですか。次回、論点整理をもう一回、皆さんからもとが出ていますよね。

○江口座長 いや、もう一回、皆さん方に出していただいたペーパーに基づいて、せっかくですから議論していただかないといけないので、12月12日です。もう、あと12日ですね。

○堺屋委員 そのときに議論して、それでその後ですかね、事務局での論点整理は。

○江口座長 そうですね。やるとすれば。

では、12月にやりましょうか。

○堺屋委員 12月にもう一回やるか、やるぐらいの……

○江口座長 12月にやらないと、もう間に合わないですよ。

○堺屋委員 そうね。12月に、論点整理をもう一回、御足労だけれどもやらせていただいて。

○江口座長 土日にやりましょうか。皆さんがあいているときだったら。

○堺屋委員 いや、12月31日ぐらいは、皆さん、あいているかもしれない。

○江口座長 12月31日はあいていないんです。

○堺屋委員 あいていない。では、1月2日がいい。1月2日は一番あいている。

○江口座長 1月2日は、私は海外に行っていますから。ちょうど、ないだろうと思って。29日か30日の土日だったらいいです。

○山東委員 1月に入ってからでもいいんですよ。

○堺屋委員 1月に入ってからでもいいね。うん。

○江口座長 やりますか。私は……

○堺屋委員 いや、皆さんの御意見はどうか聞いて。

○金子委員 29日と31日は、私は東京におりませんので、その前でどうですか。

○江口座長 では、21日金曜日にやりましょうか、そうしたら。

○鎌田委員 21日金曜日、それはいいかもしれない。

○金子委員 22日土曜日でもいいじゃないですか。

○堺屋委員 事務局の方が……。

○江口座長 21日か、22日土曜日でしたらいいですよ。論点整理をやるということでしたら、私はいいですよ。

○山東委員 22日の土曜日ですか。

○江口座長 22日の土曜日、論点整理。

○長谷川委員 いや、差し支えます。

○江口座長 21日は？長谷川委員。

○長谷川委員 21日は、大丈夫です。

○江口座長 では、21日。

でも、これだけいますから、全員が全員というわけにはいかないけれども、21日にしましょう、金曜日。誰も反対意見がないですから。

○堺屋委員 時間は夜？夕方？

○江口座長 5時から7時まで、いつものとおり。

○堺屋委員 5時－7時、オーケー。

○江口座長 21日、5時から7時まで。論点整理ね。

では、事務局、よろしくお願いします。いいですか。

○素川内閣審議官 はい。

○堺屋委員 予算で一番忙しいときだけでも、次の日から連休になってしまうから、御苦労さまですが、ひとつ。

○江口座長 では、21日、そうしましょう。

○堺屋委員 そうすると、大体、話はまとまってくると思うんですね。今日も、かなり収れんしてきているでしょう。

○山東委員 そうですね。やはり、金子さんの言うように幾つか骨子だけ挙げて、その上での肉づけ、ポイントづけなどをしていくと。

○江口座長 では、副大臣、道州制については、いつもこんな様子なんです。こんな調子で、いつも侃々諤々で進められております。

最後に一言、木村副大臣、よろしくお願いします。

○木村副大臣 先生方の御意見をいろいろ聞かせていただきまして、大変勉強になりました。いろいろなことがあるな、これを一つのビジョンにまとめるのは大変な作業だなと、本当に御苦労を察するわけでございます。

どうぞひとつ、日本の将来の姿がわかるようなビジョンをつくっていただいて、やはり地域が自立して、日本全体が元気で活力ある国になるように、先生方のなお一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○江口座長 副大臣、どうもありがとうございました。

10分過ぎましたけれども、これで今日のところは終わらせていただきたいというふうに思います。

また、次回は、先ほど申し上げましたように12月12日水曜日ということになっておりますので、ひとつよろしくお願いします。御意見等がございましたら、また事務局の方に御連絡をいただきたいと。もう既にいろいろと、道州のあり方とか道州の組織、税財政の制度、それから道州制導入プロセス、道州制特区関係ということで御意見をいただいておりますけれども、それに基づいてまた、12月12日はその内容で懇談会を進めたいというふうに思っています。

そして、12月21日に、論点整理ということでまたやりましょうという委員の皆様の御意見ですから、座長は従わなければいけないと、こういうことですね。

では、どうもありがとうございました。

午後 7時11分閉会